

令和6年3月7日
総務部危機管理課

江東区熱中症対策連絡調整会議の設置について

1 気候変動適応法の改正

気候変動の影響により、今後、極端な高温の発生リスクの増加、熱中症による被害拡大のおそれがある。

こうした状況を踏まえ、昨年、気候変動適応法が改正され、熱中症予防を強化するための仕組みを創設する等の措置が講じられることとなった。

同法は、昨年6月に熱中症対策実行計画に関する規定が施行され、本年4月1日に全面施行される予定である。

2 気候変動適応法の主な改正内容

- (1) 暑さ指数(WBGT)の予測値が33以上になった場合に発表する「熱中症警戒アラート」に加え、都道府県内の全ての観測地点で暑さ指数の予測値が35以上になった場合、前日に一段上の「熱中症特別警戒アラート」を新たに発表する。
- (2) 区市町村長が冷房施設を有する等の要件を満たす施設を指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)として指定することができる。
- (3) 区市町村長が熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を熱中症対策普及団体として指定することができる。

3 江東区熱中症対策連絡調整会議の設置

本区における熱中症対策の推進及び関連情報の周知に関し庁内の連絡調整を図るため、江東区熱中症対策連絡調整会議を設置した。

会議の会長は危機管理室長、委員は部(局・室・所)長をもって構成する。

4 スケジュール

月	内 容
2月	・ 第1回江東区熱中症対策連絡調整会議開催 (2月13日開催) ・ 各部宛て、令和6年度の指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の設置を始めとする熱中症対策の実施に関する意向調査実施

3～4月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回江東区熱中症対策連絡調整会議開催 ・調査結果の報告及び実施する熱中症対策の決定
4月1日 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・改正気候変動適応法全面施行
4月 以降	<ul style="list-style-type: none"> ・「熱中症特別警戒アラート」運用開始（4月24日） ・各熱中症対策の実施